



世界平和を願う！

数か月前までは誰も想像していなかったロシア軍によるウクライナ侵攻は、国際社会が平和の危機に直面するという緊迫した事態を招いています。いかなる理由があっても主権国に軍事力を行使することは国際法に違反し、断じて許されるものではありません。また、軍事侵攻を口実に非核三原則を否定する「核共有」への道を開こうとする動きは言語道断です。今年は、**全国水平社創立100年**をはじめ、**沖縄復帰50年、憲法施行75年**という大きな節目の年です。平和と民主主義、人権の尊重など憲法を暮らしに活かす市政の実現に頑張っています。

福岡市議会議員 **いけだ良子**

2022年度予算案・条例案に対する補足質疑

市の責務を明確にし、町内会・自治会の負担軽減を！

地域活動における担い手不足や役員の固定化・高齢化などは、町内会等や自治協議会の共通課題となっており、地域からも支援を求める声が上がっています。それを受け、持続可能なコミュニティづくりのために市としての姿勢を示した「**福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例案**」が提案されました。条例案には、地域コミュニティに関する基本的な事項を定め、基本理念や市民、自治会・町内会、自治協議会などの役割及び**市の責務等を規定**していることから、具体的な市の支援策を質しました。さらに、地域コミュニティの活性化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくためにも、**推進計画の策定を提案**しました。

いけだ 町内会等や自治協議会が担う責任と負担を軽減する必要があります。そのために市の責務が明記されたが、具体的にどのようなことを想定しているのか。

市民局長 令和4年度からは、**校区担当職員を合計9名増員**して地域支援体制を強化する。**共創補助金の使途の柔軟化**や**町内会活動に対する新たな補助制度**など、地域コミュニティの活性化に資する予算を計上している。

地域への協力依頼については、**負担を軽減するため原則として行わないこと**としており、やむを得ず協力依頼をする場合は、**相応の報償等の支払いや適切なサポート**を行うことなどを方針として定めている。令和4年度は、地域への協力依頼に係る規則やガイドラインを制定し、**協力依頼などに係るルールを徹底**することとしており、**事業の進め方と負担軽減のための取組みの両面から見直しを進める**。

継続的な障がい者の就労支援を！

福岡市は2005(H17)年より、**市役所での就労経験を活かし、民間企業への就労につなげる**ことを目的として、チャレンジ雇用制度(現在は、「障がいのある人を対象とする会計年度任用職員制度」)を導入しています。現在、市長事務部局に66名、教育委員会に93名が採用されています。会計年度任用職員の任期は1年ですが、4回までは再採用が可能です。しかし、勤務成績評価等が行われて再採用が決定することから、①障がいの特性から生じる評価の厳しさに対しては、**適切な職場への配置換え**を行うなど**合理的配慮**を行うこと。

所属委員会・協議会等

- ◎教育子ども委員会 委員
- ◎交通対策特別委員会 委員長
- ◎大都市税財政制度確立推進協議会 委員
- ◎(公財)福岡市教育振興会 評議員
- ◎福岡市子ども・子育て審議会 委員

②民間への就労がスムーズに移行できるよう、新たな職種トレーニングを**研修として補償すべき**こと。③障がい者を職場でサポートする**ジョブコーチの増員**を図ることを要望しました。

家庭・学校等で起きた人権侵害に対して公平・公正な相談体制の構築を！

性暴力等は被害者に生涯にわたって重大かつ深刻な影響を与えます。2017年、刑法の性犯罪規定が大幅に改正された後、子どもへの性暴力を許さない世論の高まりが後押しして、2020年「**性犯罪・性暴力対策の強化の方針**」を決定、2021年5月には「**教育職員等による児童生徒性暴力防止法**」が成立し本年4月1日施行となります。**教育の充実や相談体制の強化**を求めました。

いけだ 子どもが性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、教材及び指導の手引きの活用も含め、CAPのワークショップなど**命の安全教育を積極的に**行うべきだと考える。

教育長 「性暴力対策アドバイザー派遣事業」を、全小学校で2年に1回、中学校及び高等学校で3年に1回実施している。今後も、文科省作成の教材の活用や、参加体験型の学習など、子どもが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないための教育の充実に努めていく。

いけだ 教職員のわいせつ行為やセクシュアルハラスメントについて、学校への相談・調査・解決は、どこで誰が対応するのか。

教育長 加害者が教職員である場合は、学校で教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに相談されることがあり、その際は、教育委員会が報告を受け、調査を行う。

いけだ 校内の教職員による聞き取り・調査は公平性を欠く行為であることから、**第三者相談機関を設置し、新年度から開始されるタブレット端末を活用した相談支援も含め、子どもにとって安心でき、公平公正な相談ができる「子ども相談窓口」の一元化**を視野に入れた体制を整えるべき。

教育長 スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門スタッフが、子どもの話や意見を聞き、安心して相談ができるよう「**チーム学校**」としての体制を充実させていく。

いけだ良子事務所

〒819-0043
福岡市西区野方2丁目13-3
tel:092-812-3447 fax:092-812-3449
http://www.ikedayoshiko.com
nukumori_anshin06@yahoo.co.jp

